# 指定介護福祉施設サービス重要事項説明書

【山梨県指定 1970104376 号】

社会福祉法人富士厚生会特別養護老人ホームソレイユ甲府

## 指定介護福祉施設サービス重要事項説明書

重要事項説明書はソレイユ甲府の介護保険サービス契約に際し重要事項の内容を説明する書類です。

当施設が提供するユニット型指定介護福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 施設経営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 富士厚生会
所 在 地	〒418-0103 静岡県富士宮市上井出2029-1
電 話 番 号	TEL O 5 4 4 - 5 4 - 6 6 0 0 FAX O 5 4 4 - 5 4 - 6 6 0 1
代表者氏名	理事長 吉川 雄二

### 2 施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム ソレイユ甲府	
施設の所在地	〒400-0826 山梨県甲府市西高橋町277	
介護保険事業所番号	山梨県指定 1970104376号	
指 定 年 月 日	平成27年 1月 1日	
管 理 者 氏 名	施設長 仲沢 章	
電 話 番 号	TEL(代) 0 5 5 - 2 3 6 - 2 2 6 6 FAX 0 5 5 - 2 3 6 - 2 0 7 7	
施設までのアクセス 国道20号線バイパスの蓬沢交差点を笛吹市方面に向かい		
	約200mの右側	

3 職員の概要 (全職員は併設施設ショートステイソレイユ甲府兼務)

職	租	į	職	員	数	
管	理	者			1人	
医		師			1人	
生 活	相談	員			1人以上	
看 護	護 職	員			4人以上	
介護	職	員			45人以上	
管 理	栄 養	士			1 人以上	
機能訓	練指導	員			1 人以上	
介護支援専門員					1人以上	
事	務	員			2人以上	

4 施設の整備概要 (居室以外併設の事業所と共用)

利	用	Í	É	員	80名	
居				室	個 室	80室
浴				室	個別浴室	8室(各ユニットに1室ずつ)
共	司	生	活	室	玄 関	8室(各ユニットに1室ずつ)
					ホール	計472, 78 m²
					廊 下	計17, 90 m²
					食 堂	計134,12 m²
					キッチン	各ユニットに1つずつ
					談話コーナー	計173,07㎡

その他の設備	・医務室 ・共用浴室(2 F・3F 特殊浴室) ・家族交流室 ・理美容室 ・地域交流室 他
--------	---

## 5 介護老人福祉施設サービスの運営の方針

施設は、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、入居者のサービス提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

### 6 処遇方針

- (1) 可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、日常の介護サービスを援助することにより 入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (2) 入居者の意志及び人格を尊重し常に入居者の立場に立って施設サービスを提供するように心掛けます。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気に心掛け地域や家庭との結びつきを重視した処遇を行い、居宅介護支援事業所、保健医療サービス、その他のサービスを提供する関連機関と密接な連携に努めます。

## 7 当施設が提供するサービス

(1)

)	
種類	内
食 事	・当施設では、管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びに入居者の身体の
	状況(機能障害、疾病、体調)及び嗜好に考慮した食事を提供します。
	・食事は離床して食堂にて摂っていただくことを原則としています。
入 浴	・入浴を最低週2回行います。(体調不良等の理由から入浴が困難な場合は清
	拭を行います。)
	・身体状況に応じて、機械浴槽を使用して入浴できます。
	・看護職員は、入浴等の介助の補助をおこないます。
排  泄	・入居者の身体的状況等に応じ、又入居者の排泄パターンを把握し、適時誘導
	を行う等、適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助
	を行います。
整容	・個人としての尊厳に配慮し、起床時、入浴時、就寝時等、随時着替え等の援
	助を行います。
シーツ交換	・シーツの交換は、週に1回行います。また、汚れた場合は随時交換します。
機能訓練	・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るの
	に必要な機能回復及び減退防止の訓練を実施します。
健康管理	・医師・看護職員により、入居期間中のバイタルチェック及び服薬管理等必要
	な健康管理を実施します。年1回の定期健康診断を行います。
	・口腔内(咽頭の手前まで)のたんの吸引
	胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く)
	当施設では厚生労働省の通知(平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労
	働省医政局長通知)を受け、入居者様に対する上記のケアの一部の行為を医
	師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針とし
	ております。これらのケアは、他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連
	携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内におい
	ても研修体制の整備、医師による指導の実施、実施状況の把握や研修内容の
	見直しを定期的に行うなど、入居者様の安全確保に向けて最善を尽くしてい
	ます。

その他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・行事、余暇活動等に希望があれば、できるかぎり参加できるよう配慮します。

※その他入居者またはご家族のご希望に応じ、サービス・便宜を提供します

理 美 容 理美容師が来所し、理美容を行います。

預かり金等管理 入居者の貴重品を預かり金規程に従い事務所にて管理いたします。

- ※サービスの提供は親切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、入居者・家族等に分かりやすいように説明致します。
- (2) サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、入居者の身体に接触する設備、器具については、利用の都度消毒したものを使用いたします。

## (3) 週間行事予定

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
機能訓練 諸行事 レクリエーション	機能訓練 諸行事 レクリエーション	機能訓練 諸行事 レクリエーション	慰問	機能訓練 諸行事 レクリエーション	機能訓練 諸行事 レクリエーション	機能訓練 諸行事 レクリエーション
入浴日 趣味活動	入浴日 趣味活動	入浴日 趣味活動	入浴日 ボランティア 受け入れ等	入浴日 趣味活動	入浴日 趣味活動	入浴日 趣味活動

月行事 防災訓練 誕生会

年行事 ・豆まき・雛祭・節句・花見遠足・納涼祭・施餓鬼供養・

・七夕・福祉祭り・敬老会・クリスマス会・開設記念式典

## 8 理 念

- 1 人間として尊厳を優先します
- 2 常にケアの工夫を重ねます
- 3 福祉マンパワーの育成に努めます
- 4 施設の環境整備に努めます
- 5 優しく温かい心を大切にします

## 9 利用料金

- (1) 当施設の指定介護福祉施設サービスの提供(介護保険適用部分)に際し、入居者が負担する利用料金は、原則として厚生労働大臣が定める額の1割となります。(介護負担割合証に記載されている割合が基準額の負担割合になりますのでこの限りではありません)
  - ・ 料金につきましては、厚労省令・告示・通達等により変動することがあります 1単位の単価…地域区分7級地のため 10.14円

基本単位(1日分)

要介護度別	単位
要介護度1	670単位
要介護度 2	7 4 0 単位
要介護度3	8 1 5 単位
要介護度4	886単位
要介護度 5	9 5 5 単位

	加算名	単位数	加算名	単位数
1	<b>少人公然</b>	20単位	栄養マネジメント強化加算	11単位/日
	安全対策体制加算	入所日1回に限る		
1	看護体制加算(I)	4 単位/日	低栄養リスク改善加算	300単位/月
				※原則6ヶ月を限度
1	看護体制加算(Ⅱ)	8 単位/日	再入所時栄養連携加算	200単位/回
				※1回を限度
1	夜勤職員配置加算	18単位/日	退所前訪問相談援助加算	460単位/回
				※2回を限度
1	科学的介護推進体制加算(I)	40単位/月	退所後訪問相談援助加算	460単位/回
				※1回を限度
1	入院・外泊時の加算	2 4 6 単位	退所時相談援助加算	400単位/回
		※月6日間を限度		※1回を限度
1	初期加算	3 0 単位/日	退所前連携加算	500単位/回
		※30 日間を限度		※1回を限度
1	個別機能訓練加算(I)	12単位/日	褥瘡マネジメント加算 (I)	3 単位/日
1	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月	経口移行加算	28単位/日
				※原則6ヶ月以内
	介護職員等処遇改善加算(I)	算定した総単位数の	経口維持加算 ( I )	400単位/月
		14.0%の単位数		※原則6ヶ月以内
1	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	算定した総単位数の	経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月
		13.6%の単位数		※6ヶ月以内を限度
1	看取り介護加算(I)	死亡日 31 日以上 45 日以下	在宅復帰支援機能加算	10単位/日
		7 2 単位		
		死亡日4日以上30日以下	口腔衛生管理加算(I)	90単位/月
		1 4 4 単位		
		死亡日の前日、前々日	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月
		680単位		
		死亡日	退所時情報提供加算	250単位/回
		1280単位		
	サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	協力医療機関連携加算	5 単位/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
1	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位/日	認知症ケア加算	
	日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46単位/日	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月
			<del></del>	-

#### (2) その他の料金

居 住 費(室料+光熱水費相当+管理費)

2, 150円/日
1, 370円/日
1, 370円/日
880円/日
880円/目

## 食費(食材費、調理費相当分)

(第4段階)	1,600円/日
(第3段階②)	1,360円/日
(第3段階①)	6 5 0 円/日
(第2段階)	390円/日
(第1段階)	300円/目

外泊・入院等の期間中も、居室料がかかります。なお、当該入居者が低所得者である場合の補助給付の取り扱いについては、外泊時加算の対象期間(6日間)のみ対象となります。なお、6日以降も1日の居住費は外泊・入院以前と同じ費用となります。

また、同意して頂いた方のみ、ショートステイ用のベッドとして借用させていただきます(ショートステイ借用期間中は居室料はかかりません)。

居住費の第1段階~第3段階につきましては、各市町村の介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額(段階)となります。

食費の第1段階~第3段階につきましては、各市町村の介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額(段階)となります。

- ・事務管理費 (郵送料・買い物・申請代行等) 2,000円/月
- ・居室持ち込み家電使用料 50円/日
- ·理 美 容 代 2,200円/回
- ・日常生活の中で入居者に負担していただくことが適切であるものにかかる費用 個人が必要とする日常の消耗品代、個別に必要なもの実費
- (3) 減免について

当施設は減免制度があり、利用料の支払いが困難な場合、本人もしくは家族の申し出の上、市町村の決定により、利用料の一部を減免することができます。減免を希望する方は、生活相談員までご相談ください。

- (4) 高額介護サービス費について 所得に応じ上限額、月額 140,100 円・93,000 円・44,400 円・24,600 円・15,000 円を超えた部分は、 高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますのでお尋ねください。
- (5) キャンセル料

入居に際し入居申込み後、入居希望者の都合により介護福祉施設サービスをキャンセルした場合には、 下記の料金をいただきます。キャンセルする場合は、至急当事務所に連絡してください。 入所前のキャンセルの場合

入居日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入居日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

## 10 支払方法

ご利用いただいたサービスの利用料金は、毎月末締めとし、翌月15日までに請求書を送付します。 又、利用料金の領収書は、翌月の請求書に同封して送付します。

## 口座振替

振替日 毎月20日(ただし、金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。

支払方法は原則として口座振替とし口座自動引き落しをお願いします。 又、口座自動引落を希望されない場合は、施設に持参をお願いします。

#### 11 サービスの利用方法

#### (1) 利用開始

- ・ご利用対象者は、自宅での介護が困難であり、要介護3以上、または要介護1,2の方であって特例
- 入所の要件に満たす方になります。 ・当施設指定の申込書により申込みください。当施設の担当職員が指定介護福祉施設サービスの内容等 についてご説明します。居室に空き部屋があれば入居いただけます。
- ・重要事項説明書により入居希望者からの同意を得た後契約を行います。当施設の介護支援専門員が入 居後ただちに施設サービス計画を作成します。

#### (2) サービスの終了

入居者の都合でサービスを終了する場合 ア サービスの終了を希望する日の30日前までに文書で申し込んでください。

当施設の都合でサービスを終了する場合 イ

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場 合は、サービス終了日の30日前までに文書により入居者、並びに家族等に通知をします。

## 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・他の介護保険施設に入所した場合、入居者が医療機関に入院しおおむね2ヶ月を経過した後退院す る見込みがない時(施設は、入居者及びその家族の希望を勘案し、やむを得ない事情がある場合を 除き、退院後再び当施設に円滑に入居することができるよう配慮します)。
- ・入居者の要介護度が非該当(自立)、又は要支援と認定された場合。
- ・入居者が死亡した時。
- 施設が閉鎖した場合。
- エ 当施設が、正当な理由なく適正なサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、入居者・ 家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、入居者並びに家族等が文書で通知することな く直ちにこの契約を終了することができます。

入居者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催促を再三したにもかかわらずその期 限までに利用料金を支払わないとき、入居者が当施設に対してこの契約を継承しがたいほどの背信行 為を行った場合、天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合に は、文書で入居者・家族等に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合が あります。

オ 契約解除後の入居者の費用負担は、日割り計算とし、請求書を翌月の15日までに送付しますので 20日までに指定の金融機関に振込又は持参となります。

## 12 サービス利用に当たっての留意事項

・面 会:日祝祭日に関わらずいつでも結構です。

原則9:30~20:00 (時間外は事前のご連絡をお願いします。又、感染

症対策等の理由により面会制限がかかる場合もあります。)

・外出、外泊:事前に連絡いただければいつでも結構です。

・喫煙、飲酒:入居者及び面会者の喫煙は、喫煙コーナーを設けてありますのでその場所にて

喫煙をお願いいたします。防災管理のためそれ以外の場所は禁煙になっております。ライター等の火気は、面会者は所持をしっかりしていただきお忘れなどないようお願いします。ライターは所定の場所に設置しておきます。

飲酒は可能ですが、他の入居者に迷惑をかけない程度にお願いします。医師の

指示によりご遠慮いただくこともあります。

・貴重品の管理:依頼書に記載されたものは承ります。※その他現金や金品等の貴重品の持ち

込みはご遠慮ください。自己管理される方はご相談ください。破損や紛失の

保証は致しません。

・所持品の持ち込み:日常生活上必要と認められる物については、お持ち込み頂いて結構です

・個人情報の利用目的:介護・看護する上で必要な場合には、個人情報を利用させて頂きます

・記録の開示:介護及び看護の記録等について閲覧されたい方は、閲覧申請書がございます

ので、申請して頂ければ記録の開示を致します。また実費負担によりそのコピ

ーをお渡しすることも可能です。(1枚につき10円)

・宗教活動:他の入居者への勧誘及び布教活動はご遠慮ください。

・ペット:ペットの持ち込みはご遠慮ください。

・迷惑行為:他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

・ハラスメントについて:各種ハラスメント行為など、信頼関係の構築に深刻な影響をもたら

す行為を禁止します。再三の指摘 に関わらず当該行為を続けた場合は、本契約

を解約します。

・そ の 他:サービスに関する希望、問い合わせ、もしくは苦情等について遠慮なく担

当者にお申し付けください。

### 13 嘱託医

医療機関の名称	長田在宅クリニック
院 長 名	長田忠孝
所 在 地	山梨県甲府市西下条町13
電 話 番 号	$0\ 5\ 5-2\ 4\ 2-3\ 7\ 0\ 0$
診 療 科	内科 外科 消化器内科 呼吸器内科 神経内科
入院設備	なし

## 14 協力医療機関

医療機関の名称	石和共立病院
院長名	太田昭生
所 在 地	〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬623
電話番号	(代) 055-263-3131
診 療 科	内科 小児科 リハビリテーション科 整形外科 精神科

医療機関の名称	渡辺歯科医院
院長名	渡辺 順
所 在 地	〒400-0826 山梨県甲府市西高橋町20
電 話 番 号	(代) 055-232-8241
診 療 科	歯科

## 15 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、リスクマネージメントにおける事故発生時の対応マニュアルに従い、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、入居者の体調に急変が発生した場合は、協力病院等に連絡等を行うとともに家族等に連絡を行います。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、 事業所の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではありません。当事業所は万一の事故に 備えて共済(損害賠償)保険に加入しています。
- (3) 事故の発生の原因を究明し、事故の再発防止に努めます。

#### 16 非常災害時の対策

1 非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホーム ソレイユ甲府消防計画」及びその他の非常災害に対処する計画を 策定し対応を行う。

#### 2 平常時の訓練

別途定める「特別養護老人ホーム ソレイユ甲府消防計画」、その他の計画にのっとり定期的に夜間および昼間を想定した避難・防災訓練を実施する。必要により従業者、入居者等の方も参加して実施する。

- 3 防災設備
  - ・自動火災報知器 あり ・防 災 扉 あり ・ガス漏れ報知器 あり
  - ・誘 導 灯 あり ・屋外消火栓 あり ・スプリンクラー あり
  - ・非常通報装置 あり・非常用電源あり
- 4 消防計画等

消防署への届出日:年2回提出 防 火 管 理 者: 望月 健二

### 17 虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を 講じます。

### 18 感染症の対策及びまん延防止

感染症の対策及びまん延防止のために委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置 を講じます。

## 19 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 20 看取り介護について

入居者または、その家族等に看取り介護に関する指針の内容を説明し同意を得ます。

### 21 ご意見・ご質問

入居者は、当施設の施設サービスの提供について、いつでも苦情をお気軽に申し立てることができます。 入居者は、当施設の苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。 苦情解決方法

## (1) 苦情受付

苦情は、面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受付けます。尚、第三者委員に直接苦情を 申し出ることができます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に通知します。第三者委員は、内容を確認し苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出は、第三者 委員の助言や立合いを求めることができます。尚、第三者委員の立合いによる話し合いは、次により 行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項の確認
- (4) 県の「運営適正化委員会」の紹介

当該施設で解決できない苦情は、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

苦情解決責任者: 仲沢 章 苦情受付担当者: 久保田 昌洋

> 電話番号: 055-236-2266 FAX: 055-236-2077

この他、第三者委員・市町村・国民健康保険団体連合会の窓口に苦情を申し立てることができます。

第三者委員	担当窓口:弁護士 小野 正毅 電話番号:055-236-5000
第三者委員	担当窓口:行政書士 望月 秀次郎 電話番号:0556-66-3180
保険者である市町村	担当窓口:各利用者の保険者である市町村 介護保険係 (入居者の担当窓口: )
国民健康保険団体連合会	担当窓口:山梨県国民健康保険団体連合会 業務部介護保険課苦情相談係 電話番号:055-233-9201

## 22 第三者評価

当施設は現在のところ第三者評価を受けていません。

指定介護福祉施設力	ナービス提供	にあたり、	、本言	書面に基づい	て重要事項の	説明をい	たしま	した。		
	施設名		所	社会福祉法	人 富士厚生	西高橋町277 富士厚生会 ホーム ソレイユ甲府				
		説明者				印				
					令和	年	月	日		
入居(申込)者	住所 〒									
	氏名 —							印		
入居者の家族等	住所 〒									
	氏名 							印		
	続柄									